

返戻金制度

当社におきましては、紹介就職者が早期退職した場合は、求職者に対し紹介手数料の返戻金制度があります。

返戻金制度の内容

1. 採用決定者が就労開始後、本人の責による解雇または自己都合により退職した場合、下記の条件に基づき支払われた紹介料を返金するものとします。
 - ① 3か月未満で退職した場合、紹介料のうちの4分の1を返金します。
 - ② 3ヶ月以上就業した場合、紹介料は返金しないものとします。
2. 採用決定者の退職が求人者による一方的な解雇及び労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因すると当社が判断した場合は、一切返金しないものとします。

許可番号

事業所の名称及び所在地

43－ユ－300117

株式会社イリゼ

代表取締役 竹本直子

〒 862-0924

熊本県熊本市中央区帯山4丁目44-5

TEL 096-285-4197

FAX 096-285-4198